電気自動車の車両識別ラベルについて(UN-R100関係)

● 適用範囲

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車

● 改正概要

- 〇 令和6年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、「バッテリー式電気自動車に係る協定規則(UN-R100)」の改訂版が合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- 〇 高電圧パワートレインを搭載する大型車両 (M2/N2、M3/N3) に対して ISO17840-4 にて規定されるデザインのラベル表示を義務付ける。



The label shall be weather resistant.

The centre zone indicates the first energy source.

The upper zone indicates the second energy source.

Layout and symbols shall be in accordance with ISO 17840-4:2018.

● 改正時期(予定)

令和7年1月中旬

● 適用時期(予定)

【新型車】令和8年9月1日 【継続生産車】令和9年9月1日